解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月十一日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

石川県金沢市鞍月東一丁目九番地

財団法人東洋医学臨床研究所

代表清算人　川尾　邦明

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

財団法人京都府高等学校定時制通信制教育振興基金　代表清算人　北畑悌次郎

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十一月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

大阪府八尾市本町二丁目二番二号

八尾市土地開発公社

代表清算人　山本　裕三

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

大阪市中央区森ノ宮中央一丁目一八番一三号

財団法人日本洋傘検査協会

代表清算人　林　道浩

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

和歌山県海南市原野四七五番地

宗教法人大日寺

清算人　田原　隆彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月二十六日開催の臨時評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

愛媛県新居浜市繁本町三番四号

財団法人新居浜市教育振興会

代表清算人　古川　一豊

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十一月十五日高知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

高知県幡多郡大月町橘浦二四七番地一六

橘浦生産森林組合

清算人　伊与田　智

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

福岡県朝倉郡筑前町曽根田四七二番地一

曽根田生産森林組合

代表清算人　楠田　正人

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定める事由の発生により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

福岡県福岡市博多区東公園七番七号

財団法人福岡県産炭地域振興センター

清算人　久家　修児

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

熊本市東区小山四丁目八番一一二号

農事組合法人託麻原酪農組合

清算人　中原　和也

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十六日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

沖縄県那覇市泉崎一丁目一四番一二号

社団法人沖縄ユニオンツーリスト

代表清算人　川上　満

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

栃木県宇都宮市下岡本町二一四五―一三

社団法人栃木県精神障害者援護会

代表清算人　興野　憲史

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

群馬県伊勢崎市三光町二〇番地七

財団法人伊勢崎和洋裁縫女学校

代表清算人　五代　博視

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都千代田区内神田三丁目二一番二号

財団法人日本茶院

清算人　太田　善朗

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議及び文部科学大臣の認可により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都世田谷区北沢二丁目一番一五号

社団法人日本華道院

代表清算人　吉江恵津子

解散公告（第二回）

当法人は存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都新宿区大久保一丁目三番二一号新宿

ＴＸビル五階

財団法人東京ケーブルビジョン

代表清算人　山口　睿樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月七日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

三重県度会郡玉城町岩出一二三三番地

清算法人岩出土地改良区

代表清算人　西堀　政利